

「のぼそう健康寿命」チャレンジ補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、「のぼそう健康寿命」チャレンジ補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、健康づくりを県民運動として展開するため、市町村や各種団体の新たな事業の実施又は既存事業の拡充や強化により著しい効果が期待できる場合であって、次の各号のいずれかに該当する事業（重複可）を実施する場合、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- (1) 運動習慣定着促進事業
- (2) 栄養・食生活改善推進事業
- (3) その他県民の健康づくりに寄与するものと知事が認める事業

(補助金額)

第3条 補助金の交付額は、次表に掲げる基準額と対象経費の実支出額を比較して、いずれか低い額とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

交付対象者	基準額	対象経費	補助率
市町村、県内に所在する地域団体、NPO、企業	1事業当たり 300,000円	「のぼそう健康寿命」チャレンジ事業に必要な賃金、会議費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料 等	定額

(交付申請及び添付書類)

第4条 規則第3条に規定する交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書 類	様 式	部数	提出期限
補助金交付申請書	様式第1号	1部	平成29年7月14日
補助金所要額調書	様式第2号		
事業実施計画書及び所要額内訳	様式第3号		

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。

(実績報告及び添付書類の様式等)

第6条 規則第12条の規定による補助金の実績報告書及びこれに添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	部数	提出期限
補助金実績報告書	様式第4号	1部	当年12月28日まで
補助金精算額調書	様式第5号		
事業実績書及び精算額内訳	様式第6号		

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。